

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第230号

令和3年8月6日金曜日 第230号

\Diamond	目	次	<
	告	示	

落札者等の告示		(原子力安全)	対策課)…1047
保安林予定森林にする旨の通知(2件)		(森林	整備課)…1047
道路の区域変更(県道美川松山線)	(中予地	方局久万高原土木	事務所)…1048
道路の供用開始(")	(")1048
道路の供用開始(県道高瀬松渓線)	(南	予地方局西予土木	事務所)1048
道路の供用開始(県道宇和野村線)	(")1048
公告			
危険物取扱者法定講習会の実施		(消防防災	安全課)…1049
監 査 公 表			
定期監査結果の公表		(監査	事務局)…1050

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第990号

次のとおり落札者を決定した。 令和3年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
令和3年度サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務一式	愛媛県県民環境部 防災局原子力安全 対策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和 3 年 7 月26日	株式会社千代田テクノ ル 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町二 丁目1番43号	80 ,850 ,000円	一般競争入札	令和3年6月15日

○愛媛県告示第991号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

- 111, - 1, 11 - 111, - 111 - 111, - 111, - 111, -

令和3年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 四国中央市新宮町新瀬川1463、1467、1475から1480まで、1484 から1488まで、1537から1539まで
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 新宮町新瀬川1478・1479・1486・1538(以上4筆については、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第992号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所四国中央市新宮町新瀬川1548から1561まで、1564、1577、1594、1595
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 新宮町新瀬川1557 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第993号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	¥	川松山	4白	上浮穴郡久万高原町菅生 1 番耕	‡地152番 1 から	旧	メートル 4 0~14 8	キロメートル 0.029	
· 宋	坦		ЛІТАЦ	和水	同町菅生1番耕地152番1まで		新	4 0~16 .1	0 .029	

○愛媛県告示第994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	锺 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	美	川松山	線	上浮穴郡久万高 同町菅生1番耕			番1から				令和3年8月6日

○愛媛県告示第995号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県道	高瀬松渓線	西予市野村町富野川2389番14							令和3年8月6日

○愛媛県告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	宇	'和野村;	線	西予市野村町鎌 同町鎌田485番		から					令和3年8月6日

公 告

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定による令和 3 年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。 令和 3 年 8 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

種	別	日	時	場	所
(1) 給油取扱所におり作業に従事する危		令和3年9月29日(水)午後 1 時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4 附	皆大ホール
とした講習		令和3年10月1日(金) 午前 9 時30分	八幡浜市北浜 1 - 5 - 1 八幡浜市民スポーツセンター	サブアリーナ
		令和3年10月6日(水) 午前 9 時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンタ	ター 3階大会議室
		令和 3 年10月13日(水) 午後 1 時30分	大洲市東大洲270 - 1 大洲市総合福祉センター 4 M	皆多目的ホール
		令和3年10月18日(月) 午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター G	开修室
		令和3年10月21日(木) 午前 9 時30分	西条市神拝甲79番地 4 西条市総合文化会館 小ホール	V
		令和 3 年10月26日(火)午後 1 時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜	1階石鎚の間
		令和3年11月4日(木)午後 1 時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンタ	ター 3階大会議室
		令和3年11月12日(金)午前 9 時30分	宇和島市丸之内 5 - 1 - 18 宇和島地区広域事務組合消防な	本部 4階大会議室
(2) 石油コンビナー (昭和50年法律第8		令和3年9月27日(月)午前 9 時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階	皆大ホール
号に規定する特定 険物施設(給油取	事業所における危	令和3年10月5日(火)午後 1 時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンタ	ター 3階大会議室
おいて危険物の取 危険物取扱者を対		令和3年10月25日(月)午後 1 時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜	1階石鎚の間
		令和 3 年10月26日 (火)午前 9 時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜	1階石鎚の間
		令和3年10月27日(水)午後 1 時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜	1階石鎚の間
		令和3年11月5日(金)午前 9 時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンタ	ター 3階大会議室
(3) (1)及び(2)に掲げる の危険物施設におり		令和3年9月27日(月)午後 1 時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階	皆大ホール
作業に従事する危险とした講習		令和3年10月1日(金)午後 1 時30分	八幡浜市北浜 1 - 5 - 1 八幡浜市民スポーツセンター	サブアリーナ
		令和3年10月6日(水)午後 1 時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンタ	ター 3階大会議室
		令和3年10月18日(月)午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 石	开修室
		令和 3 年10月19日 (火) 午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 石	开修室
		令和3年10月19日(火)午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 石	开修室
		令和3年10月21日(木)午後 1 時30分	西条市神拝甲79番地 4 西条市総合文化会館 小ホール	V
		令和3年10月27日(水) 午前 9 時30分	新居浜市前田町 6 - 9 リーガロイヤルホテル新居浜	1階石鎚の間

令和3年11月5日(金)午後1時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
令和3年11月12日(金)午後1時30分	宇和島市丸之内 5 - 1 - 18 宇和島地区広域事務組合消防本部 4 階大会議室

2 受講申請書の提出期間

令和3年9月1日から各講習実施日の2日前の日まで(土、日曜日及び祝祭日を除く)。

但し、受付した危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の5日前(同)まで。

- 3 受講申請書の請求先及び提出先
- (1) 受講申請書の請求先

各地区(市)危険物安全協会、各消防(局)本部、県各地方局総務県民課防災対策室及び県各地方局支局総務県民室

(2) 受講申請書の提出先

各地区(市)危険物安全協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。 その他の法定講習に関するお問合せについては、各地区(市)危険物安全協会において受付けます。

監査公表

○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づ き実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によ り、次のとおり公表する。

令和3年8月6日

愛媛県監査委員 永 井 一 平 同 森 髙 康 行 同 髙 橋 正 浩 同 毛 利 修 三

		監	查	対 象	機	関		監査年月日
	公	営 1	企 賞	業 管	理	局		
		総		矜			課	令和 3 年 6 月15日
		発	電	I		水	課	令和 3 年 6 月15日
		県	立	病		院	課	令和3年6月15日
	松	山発	電]	□水肓	管 理	事	務 所	令和3年6月9日
	今》	台地区	工業	用水	道管	理事	事務 所	令和3年6月9日
	西乡	条地区	工業	用水	道管	理事	事務 所	令和 3 年 6 月14日
	中		央		病		院	令和 3 年 6 月15日
	今		治		病		院	令和3年6月9日
	南	宇	2	和	3	病	院	令和3年6月9日
	新	居	Ī	浜	}	病	院	令和 3 年 6 月14日
- 1								1

(監査の基準)

愛媛県監査委員監査基準(令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示 第1号)に準拠し実施した。

(監査の種類)

財務監査

(監査の着眼点)

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。 (監査の実施内容)

令和2年度財務における公営企業管理局の定期監査を10機関に対して 実施した。

	区分	実地監査	書面監査	計	
公营	営企業管理局	10	0	10	
	本庁	3	0	3	
	地方機関 (病院等)	7	0	7	

(監査の結果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業についても、実績給水率(契約給水量に 対する実績給水量の比率)は低調であるものの、給水能力と同量の 契約給水量を確保しており、経営成績自体は安定している。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると195億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

2 病院事業

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当年度の患者数は前年度と比較して大幅に減少し、医業損失は増加しているものの、感染症指定医療機関である中央病院・新居浜病院を中心に新型コロナウイルス感染症に積極的に対応した結果、病床確保に対する国の財政支援等により総収益は増加した。その結果、純利益については、赤字であった前年度を7億364万円上回り、4億5,943万円と大幅な黒字回復に至っている。

しかしながら、累積欠損金は203億円に上り、企業債301億円や一般会計等からの長期借入金87億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 個人医業未収金の納期到来分198 829 419円 (過年度未収金137 6 58 205円、現年度未収金61 ,171 214円)について、早期回収に引き続き努められたい。

(中央病院)

(3) 医業外未収金の納期到来分3 240 536円(過年度未収金403 509円、現年度未収金2 837 ,027円)について、早期回収に引き続き努められたい。

(中央病院)

(4) 個人医業未収金の納期到来分31 216 503円 (過年度未収金16 905 ,182円、現年度未収金14 ,311 ,321円) について、早期回収に引き続き努められたい。

(今治病院)

(5) 医業外未収金の納期到来分100,700円(過年度未収金43,650円、現年度未収金57,050円)について、早期回収に引き続き努められたい。

(今治病院)

(6) 個人医業未収金の納期到来分9 A21,054円(過年度未収金7,101,5 74円、現年度未収金2,319,480円)について、早期回収に引き続き 努められたい。

(南宇和病院)

- (7) 医業外未収金の納期到来分92,710円(過年度未収金59,220円、現年度未収金33,490円)について、早期回収に引き続き努められたい。 (南宇和病院)
- (8) 個人医業未収金の納期到来分34 290 ,007円 (過年度未収金22 ,306 ,682円、現年度未収金11 ,983 ,325円) について、早期回収に引き続き努められたい。

(新居浜病院)

(9) 医業外未収金の納期到来分797,736円(過年度未収金252,569円、 現年度未収金545,167円)について、早期回収に一層努められたい。 (新居浜病院)

令和 3 年 8 月 6 日 発行 1051